

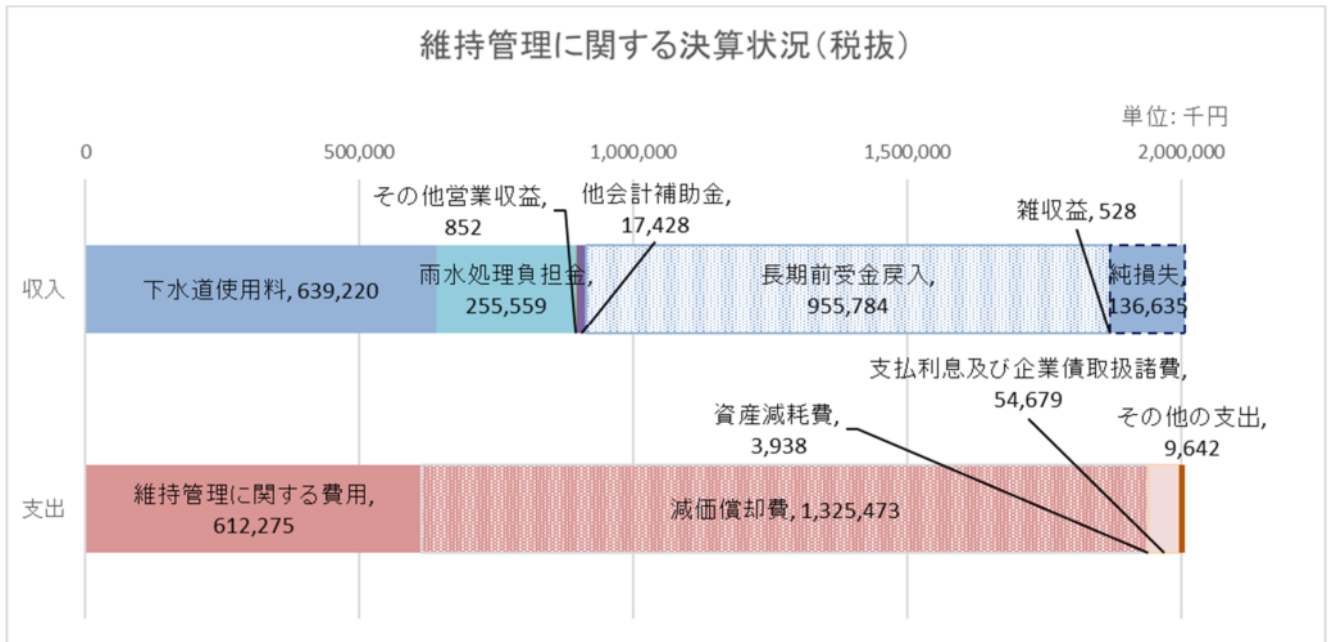
逗子市下水道事業の財政状況（令和元年度）

本市では平成31年4月1日から地方公営企業法を適用し、公営企業会計となりました。公営企業会計では、維持管理に関する収益的収支と建設に関する資本的収支に分けて経理を行っています。

収益的収支

収益的収支は使用者の皆様から徴収している下水道使用料等の収入や、下水道管や浄水管理センターの管理に必要な支出を計上しています。

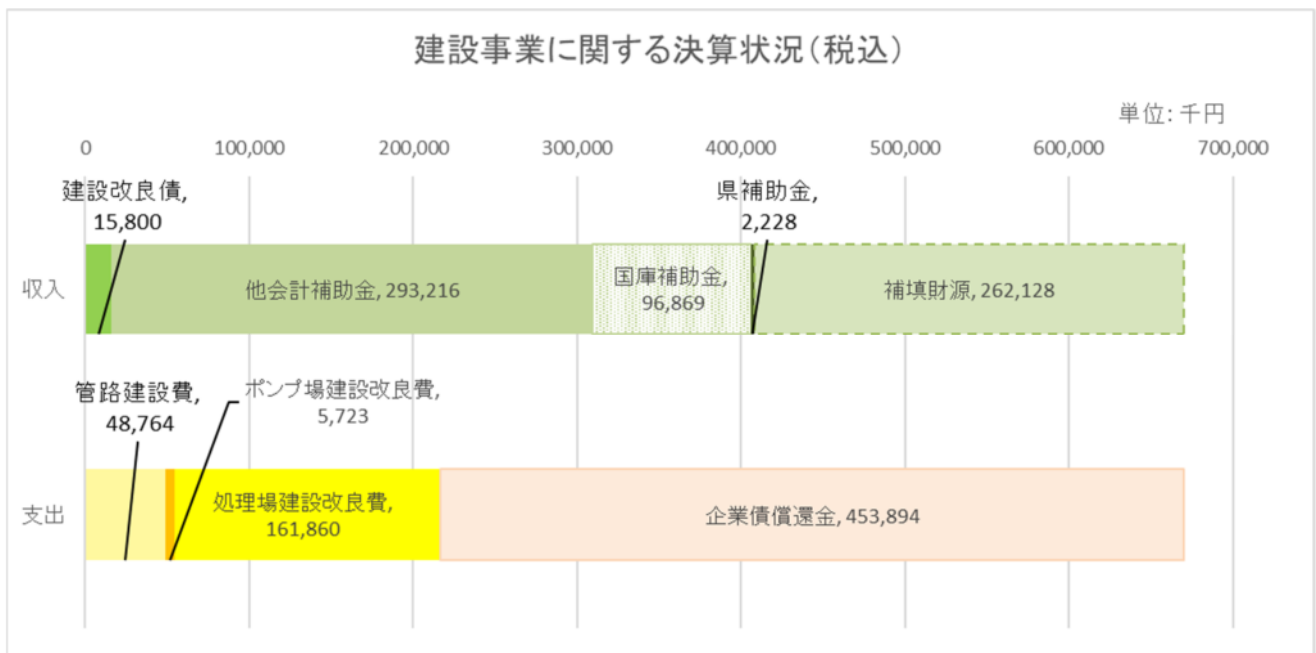
令和元年度は、136,635千円の純損失が発生する赤字となりました。今回の赤字決算は、公営企業会計移行に伴い発生する費用（減価償却費*¹、固定資産除却費*²など）によるものが大きな要因となっています。



資本的収支

資本的収支では、建設事業に応じた国や県からの補助金や自治体の借金である建設改良債などの収入、下水道管や浄水管理センターを改築更新するために必要な支出を計上しています。

令和元年度は、支出に対して収入が262,128千円不足したため、補填財源*³を充てています。



下水道事業の経費に係る費用負担

下水道事業は公営企業（自治体が経営を行う組織）として、市税収入からは独立して下水道使用料などの収入で経費を賄うことが原則となっています。下水道は雨水排除と汚水排除の役割を担っており、その経費の負担区分は次のとおりです。

<p><u>雨水処理に関する経費</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 雨水は自然現象による・ 雨水排除によって市民全体が利益を得る（浸水を防ぐ） <p>→その経費は、一般会計からの繰入金（市税収入など）で負担する。</p>

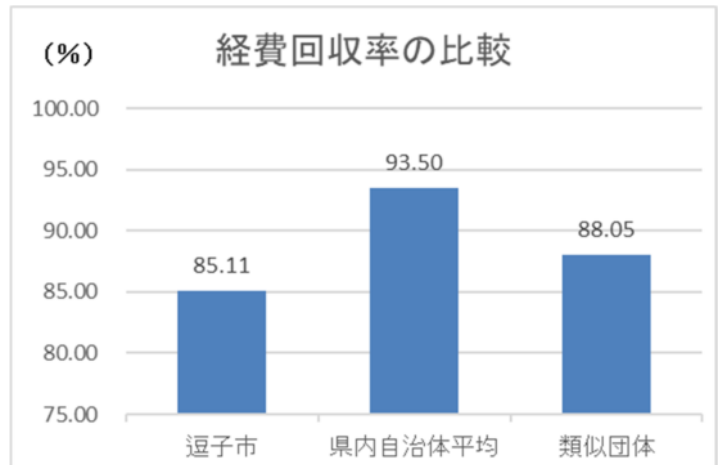
<p><u>汚水処理に関する経費</u></p> <ul style="list-style-type: none">・ 汚水は使用者が特定できる・ 汚水排除によって使用者が利益を得る（排水が処理され衛生的な生活ができる） <p>→その経費は、使用者（市民）から徴収する使用料で負担する</p>

経営指標で見る下水道事業

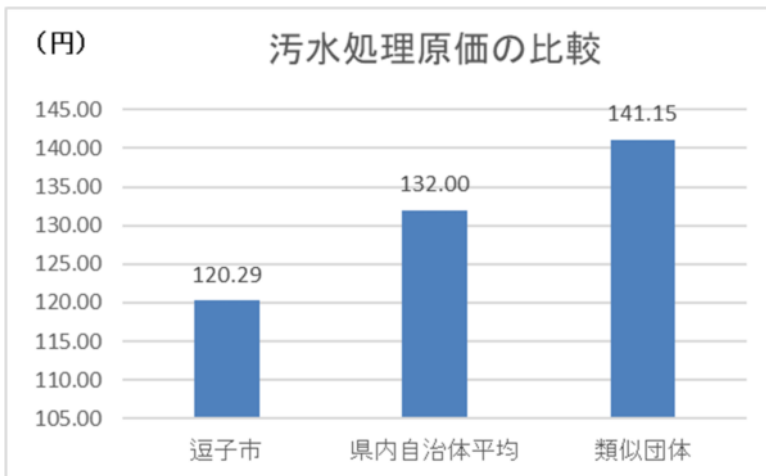
* 経費回収率 *

汚水処理に関する経費を下水道使用料で賄っている割合を示します。

令和元年度は汚水処理に関する経費が約 7.5 億円でした。そのうち約 6.4 億円を下水道使用料で賄い、経費回収率は 85.11%でした。類似団体*⁴以上に必要経費を下水道使用料で賄い切れていないことがわかります。

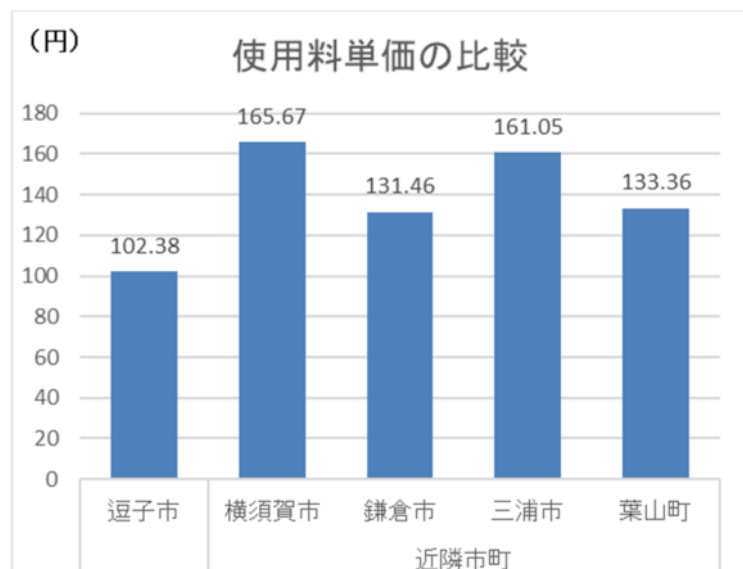


* 汚水処理原価 *



有収水量*⁵ 1 m³あたりの処理費用を示します。令和元年度は、1 m³あたりの汚水の処理に 120.29 円かかりました。県内自治体の平均や類似団体と比較すると、非常に安く抑えられており、コストパフォーマンスが高いことが見て取れます。

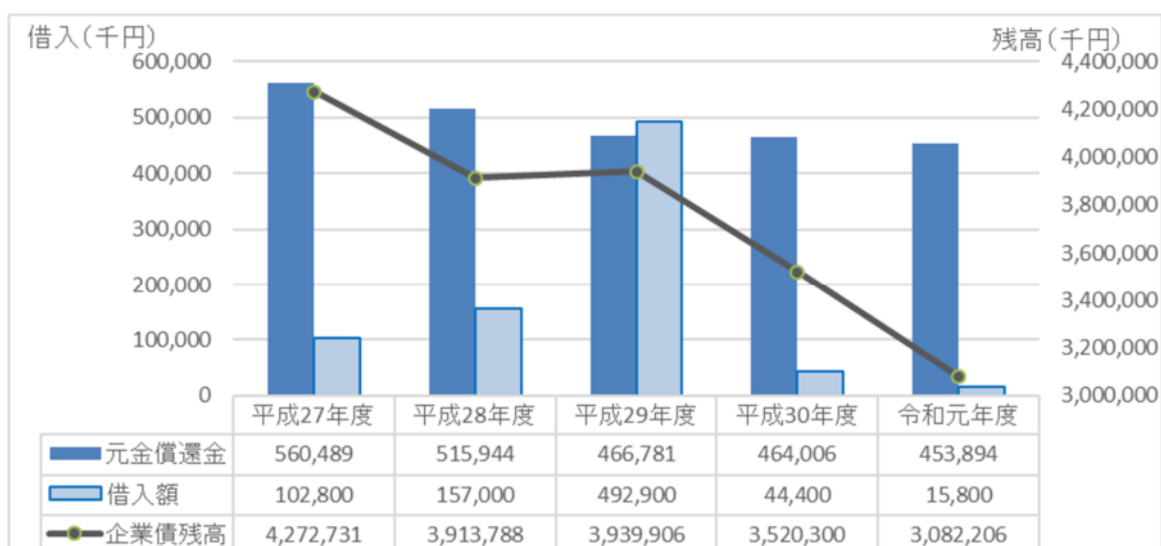
下水道使用料単価



有収水量 1 m³あたりの使用料収入を示します。
 逗子市では、平成 17 年度から使用料の改定を行っておらず、近隣の市町と比較して、とても低い使用料単価となっています。

運営状況が近い近隣市町と比較して汚水処理原価が低いことから、支出が抑えられていることを示し、使用料の改定により経営改善を図ることが喫緊の課題となっています。

起債償還



逗子市では、下水道事業への着手が早く、建設期のピークは昭和の終わりから平成の初めにかけてとなりました。その時期に借入れた多額の企業債償還が減ってきたことから、近隣市町や類似団体と比較して企業債残高は低く抑えられています。

しかし、今後施設の老朽化を迎えることから、大規模な改築更新が予測され、企業債の残高は増額することが見込まれます。

用語解説

*¹ 減価償却費：固定資産の価値が減少した分を費用として計上した額

*² 固定資産除却費：固定資産を除却する際に掛かる費用や資産の残存価格を計上した額

*³ 補填財源：資本的支出の財源不足を補うための財源で、減価償却費や固定資産除却費などの現金の支出を伴わない費用によって内部に残る資金など

*⁴ 類似団体：処理区域内の人口、人口密度、供用開始後年数で区分したときに経営状態が同規模の団体

*⁵ 有収水量：上水道の使用水量など、使用料算定の基準となる水量